

北海道選挙管理委員会告示第45号

令和3年9月16日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年9月17日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,782
3分の1の数	661,137

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	70,012	根室市	7,065
札幌市北区	80,750	千歳市	27,221
札幌市東区	74,784	滝川市	11,351
札幌市白石区	61,876	登別市	13,483
札幌市厚別区	36,607	恵庭市	19,636
札幌市豊平区	65,198	伊達市	9,570
札幌市清田区	31,393	北広島市	16,533
札幌市南区	39,377	北斗市	12,761
札幌市西区	62,530	空知地域	48,220
札幌市手稲区	40,149	石狩地域	21,828
函館市	73,125	後志地域	24,816
小樽市	33,021	胆振地域	14,729
旭川市	95,002	日高地域	18,054
室蘭市	23,598	渡島地域	24,747
釧路市	47,672	檜山地域	10,028
帯広市	47,208	上川地域	35,801
北見市	33,163	留萌地域	12,557
岩見沢市	22,947	宗谷地域	8,064
網走市	9,805	オホーツク東地域	16,465
苫小牧市	48,054	オホーツク西地域	18,672
稚内市	9,361	十勝地域	47,463
江別市	34,143	釧路地域	16,659
名寄市	7,707	根室地域	13,174

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,361
	3分の1の数	122,676
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,677
	3分の1の数	155,641
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,755
	3分の1の数	156,286
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,687
	3分の1の数	78,104